



インボイス制度について

第11回 買手側の留意点③～立替払・口座振替による代金の支払いほか～

1. 立替払が行われた場合の買手が保存すべき請求書等

(1) 基本的な考え方

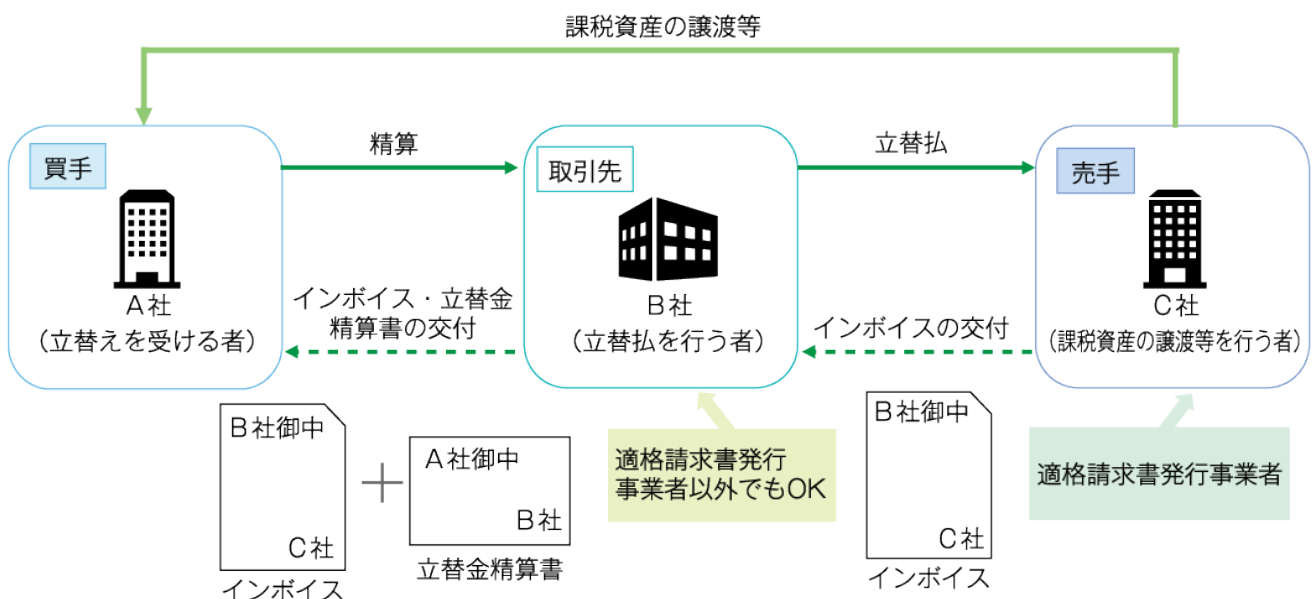
買手(A社)が、課税資産の譲渡等を行う者(売手・C社)に対して支払うべき経費を取引先に立て替えてもらった場合、売手(C社)から立替払を行った取引先(B社)宛に交付された適格請求書をそのまま受領したとしても、売手(C社)から買手(A社)に交付された適格請求書ではないため請求書等の保存要件を充足しない。

請求書等の保存要件を満たすには、買手(A社)が、売手(C社)から立替払を行った取引先(B社)宛の適格請求書と、経費の支払先である売手(C社)から行った課税仕入れが買手(A社)のものであることが明らかにされている書類(例えば、立替払を行った取引先(B社)から買手(A社)に交付される立替金精算書等)を併せて保存する必要がある。

★ポイント

売手(C社)が適格請求書発行事業者であれば、立替払を行った取引先(B社)は適格請求書発行事業者でなくてもよい。

◆取引先(B社)に経費を立て替えてもらった場合

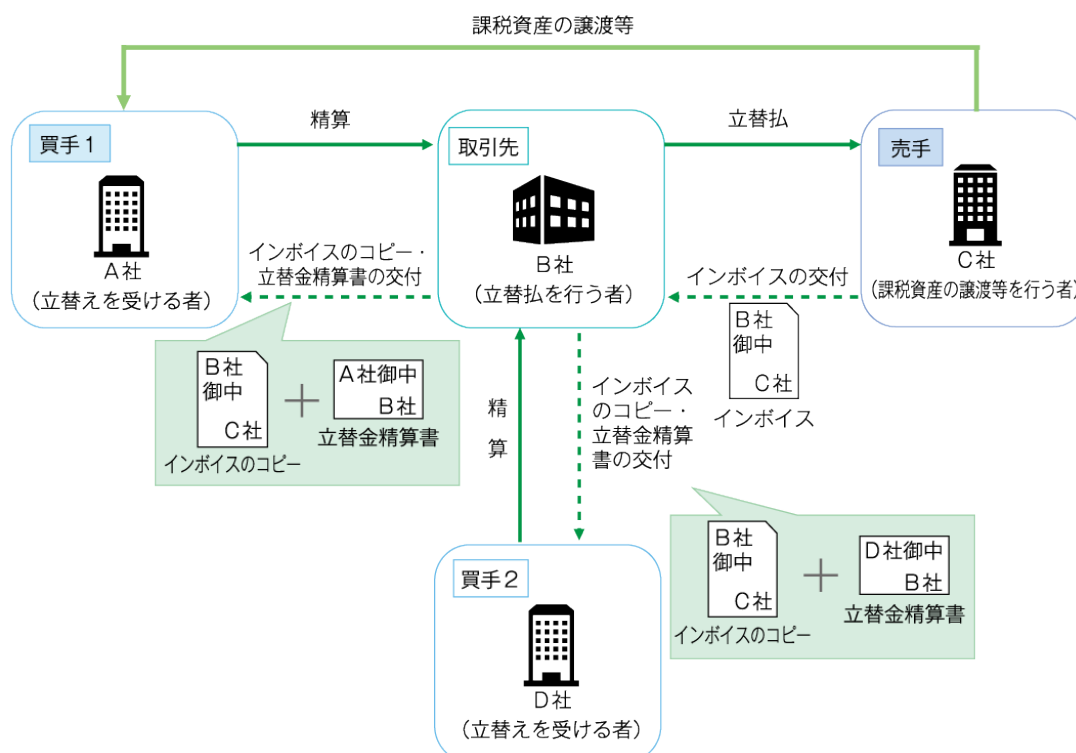


(2) 複数者分の買手の経費の立替えが行われた場合

<原則>

複数者分の買手の経費を取引先が一括して立替払をした場合、原則、立替払を行った取引先（B社）が、売手（C社）から交付を受けた適格請求書のコピーと立替金精算書等を、複数の立替えを受けた者（A社・D社）にそれぞれ交付する必要がある。買手（A社・D社）は、適格請求書のコピーと立替金精算書等を併せて保存することで保存要件を満たす。

◆立替えを受けた者（複数の買手）に適格請求書のコピーが交付される場合



<例外>

適格請求書のコピーが大量になるなどの事情により、立替払を行った取引先（B社）がコピーを交付することが困難である場合は、例外的に、立替払を行った取引先（B社）が売手交付の適格請求書を保存して、買手に立替えを受けた者の負担額が記載されている立替金精算書等を交付することで、買手は、立替金精算書等のみを保存すればよい。

☆留意点

<例外>の場合、立替払を行った取引先（B社）は、買手に交付する立替金精算書等に、その立替金が、適格請求書発行事業者からの仕入れか否かを明らかにし、適用税率ごとに区分するなど、買手が仕入税額控除の適用を受けるに当たっての必要事項を記載しなければならない。

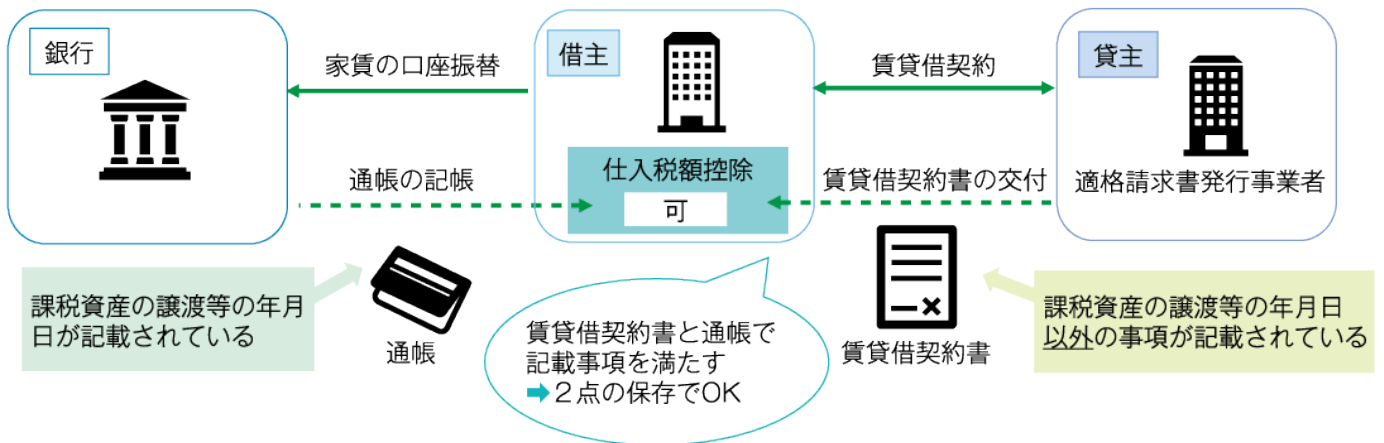
2. 口座振替・口座振込により支払いを行う場合の請求書等の保存

適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになる。

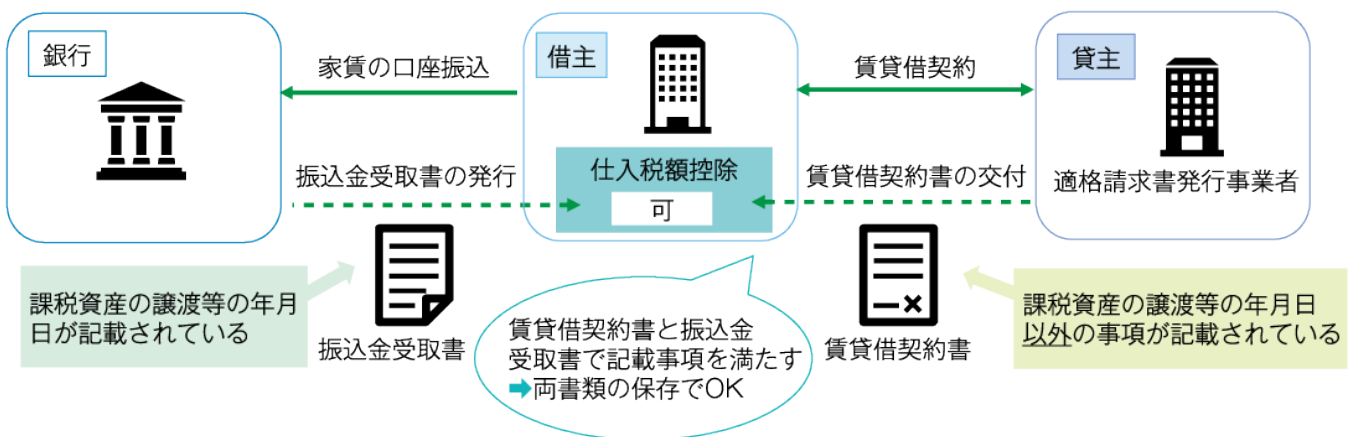
契約書等に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されている場合であれば、実際取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存することで、仕入税額控除の要件を満たすことになる。

例えば、家賃の支払いを賃貸借契約書に基づき口座振替や口座振込によって行う場合、借主は、適格請求書の記載事項の一部（課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載されている“賃貸借契約書”と、実際取引を行った事実（課税資産の譲渡等の年月日）を客観的に示す“通帳”、又は、銀行が発行する“振込金受取書”を併せて保存することで、請求書等の保存要件を満たすものとして取り扱われる。

◆借主が家賃を口座振替で支払った場合における請求書等の保存要件



◆借主が家賃を口座振込で支払った場合における請求書等の保存要件



3. 支払対価の額が未確定である場合

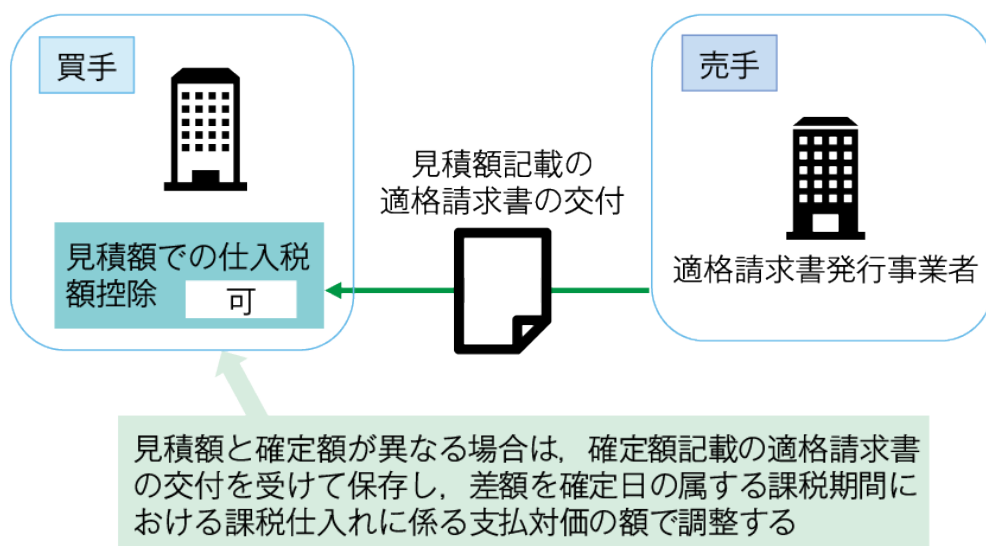
課税仕入れを行った課税期間の末日までに支払対価の額が確定せず、見積額で仕入税額控除を行う場合、見積額が記載された適格請求書の交付を受けるか否かにより取扱いが異なる。

(1) 見積額が記載された適格請求書の交付を受ける場合

買手は、売手から交付された適格請求書（見積額の記載あり）を保存することで、見積額による仕入税額控除が認められる。

その後、確定額が見積額と異なる場合は、売手から確定額が記載された（対価の額を修正した）適格請求書の交付を受けて保存する必要がある。この場合、確定額と見積額の差額を、確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額に加算又は控除する。

◆見積額記載の適格請求書の交付を受けた場合の対応例



★ポイント

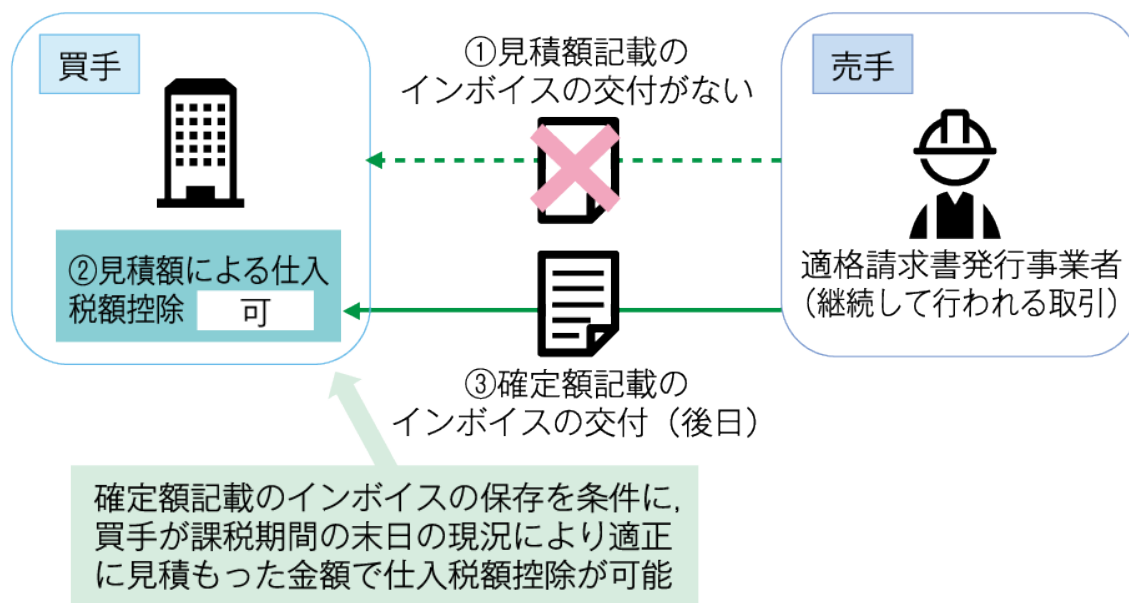
見積額を記載した“仕入明細書等”を買手自らが作成し、売手の確認を受けた場合、買手はその仕入明細書等を保存することで見積額による仕入税額控除が認められる。

(2) 見積額が記載された適格請求書の交付を受けられない場合

買手は、売手から見積額の記載がある適格請求書の交付を受けられない場合、その取引が電気・ガス・水道水の供給のような「適格請求書発行事業者から継続して行われる取引」であれば、見積額記載の適格請求書や仕入明細書等を保存することがなくとも、その後、金額が確定したときに交付される適格請求書を保存することを条件として、買手が課税期間の末日の現況により適正に見積もった金額で仕入税額控除を行うことができる。

なお、見積額と確定額が異なる場合の対応は、(1)と同様に、確定額と見積額の差額を、確定した日の属する課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額に加算又は控除する。

◆見積額記載の適格請求書の交付を受けられない場合の対応例



★ポイント

「適格請求書発行事業者から継続して行われる取引」とは、例えば、以下のような取引が該当する。

電気・ガス・水道水の供給，機械等の保守点検，弁護士の顧問契約のように，契約等に基づき継続的に課税資産の譲渡等が行われ，金額が確定した際に適格請求書の交付を受ける蓋然性の高い取引

国税庁 インボイス事前準備チェックシートを公表

登録編・売手編・買手編で確認事項を網羅

国税庁は9月22日、「インボイス制度の事前準備の基本項目チェックシート」を公表した(次頁掲載)。インボイス発行事業者として登録を受けるか否かを判断する際の確認事項や、登録を受けた場合に最低限必要となる準備事項等が網羅されている。「具体的に何を準備すればいいのかわからない」といった悩みを抱える顧問先等への説明資料としても活用できそうだ。

チェックシートは、登録編、売手編、買手編に分けてそれぞれの観点から検討及び留意すべき事項を示している。

登録編では、インボイス発行事業者の登録を受けるか否かは事業者の“任意”であるとしたうえで、消費税の免税事業者であっても、登録を受けた場合・受けなかった場合の影響を踏まえて検討が必要としている。

なお、今回の記事は、「週刊税務通信」令和4年9月26日(No.3721)他より一部抜粋しております。